生　徒　心　得

生徒は、校則を守り、学業に専念すると共に、常に品位を保ち、本校生徒たる誇りを維持しなければならない。

一　登校・下校

１　通学の際は本校所定の制服を着用する。

２　定められた時刻を厳守する。

（１）始業時刻　　８時３５分

（２）下校時刻　１６時５０分

最終下校時刻１８時３０分（部活動等参加の場合）

注：常に始業１０分前に登校するように心がける。

下校時刻後居残る場合には、担任または顧問の許可を得る。

３　身分証明書は常に携帯し、指示を求められた場合はそれに応ずる。なお、身分証明書を紛失した場合には直ちに学級担任に申し出て再交付を受ける。

４　原付バイク等による通学は原則として認めない。

５　自転車通学を希望する生徒は、担任を通じ所定の申請書を学校へ提出する。

二　校内生活

１　礼儀

（１）礼儀は相互敬愛精神の表れである。常に礼を失しないように心がける。

（２）言葉づかいは丁寧にし、生徒である品位を保つ。

（３）男女の交際は節度あるものでなければならない。他人の誤解や非難を受けることのないように心がける。

なお、「礼儀」については、校内に限らず校外生活においても留意するよう努める。

２　登校時は放課後まで許可なく外出してはならない。やむを得ず外出の必要が生じた時は、必ず担任の許可を受ける。

３　校舎施設の管理

（１）校舎内外の美化につとめ、常に整頓された清潔な環境のもので学習できるように心がける。

（２）学校の施設、器具は大切に取扱い、もし誤って破損、紛失した時は、直ちに担任に届け出て指示を受ける。

４　集会の時は敏速に行動し、私語を慎み全体の秩序を乱してはならない。

５　自習時間は他人の迷惑にならないように静かに勉強し、所定の場所から移動してはならない。

６　所持品にはすべて記名し、紛失、拾得の際は直ちに担任に届け出る。

７　貴重品の管理には十分注意する。特に不要の金銭等は持参しない。

８　正規の時間外（休祝日や下校時刻以後など）の学校での活動は事前に責任者の許可を受ける。
９　休日登校
（１）登校の際は原則として本校指定の服装を着用する。
（２）事前に許可された場所以外を使用してはならない。
（３）使用した場所は復元し、特に戸締まり火気に注意する。
10　体育館の使用に関しては「体育館使用規定」に従う。
11　部室の使用
（１）課業中の部室使用は禁止する。
（２）部屋は日頃から整理整頓し、使用時以外は必ず鍵をかける。
（３）貴重品を部室内に置かない。
（４）火気の使用は厳禁する。
12　教室や廊下等で、勉学の場としての雰囲気をこわす行為はすべて禁止する。
なお、ゲーム機器、トランプ、紙マージャン、花札、囲碁、将棋、週刊誌等は学校へ持ってきてはならない。
13　ピアス・ネックレス・ブレスレットなどの装飾品、カラーコンタクト・タトゥーなど学校生活に不敵な行為は禁止する。
14　校内において特定の宗派、政党のための行為や営利的な行為は禁止する。

三　校外生活

１　校外においても常に本校生徒たる本分を自覚し行動する。特に地域の行事に対しては軽率な行動をとってはならない。
２　外出の際は必ず家人に行き先、用件、同行者、帰宅時刻等を告げる。夜間の外出は休養のない限り避ける。特に午後 11 時以降午前４時までの青少年の外出は県条例で禁止されている。
３　外泊には保護者の同意が必要である。
４　長期休業中以外のアルバイトは原則として認めない。但し、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。
５　高校生として好ましくない場所、特にパチンコ店、マージャン屋、酒類の出る飲食店に出入りしてはならない。
６　その他、校内外を問わず飲酒、喫煙、暴力行為、無免許運転等、高校生として望ましくない行為、社会通念上許されない行為は禁止する。
７　次の場合は直ちに学校に連絡をとる。
（１）不慮の事故にあった場合。
（２）他校生あるいは一般の人とトラブルがあった場合。
（３）本人、家族、近隣に感染症が発生した場合。
（４）校内で不審な人物をみかけた場合。
（５）その他必要と認めた場合。

四　賞罰
〇校長が特に適当と認めたとき、それに対する賞を授与する。
〇校長は、不法行為、規定違反、その他問題行動を起こした生徒に対し、次の措置をとることができる。
１　教育上必要と認められる場合は、「特別指導」を行う。「特別指導」の内容は次のとおりとする。
（１）校長注意
（２）謹慎（謹慎期間は原則として、欠席扱いとする。）
２　「特別指導」による指導範囲を超える重大な行為の場合は、「懲戒処分」を行う場合がある。「懲戒処分」の内容は学校教育法第 11 条及び校則第 38 条に基づき次のとおりとする。
（１）退学
（２）停学
（３）訓告

五　諸届及び諸願
次の場合は所定の様式に従って届出あるいは許可を願い出る。
〇許可願を必要とするもの
１　休学、転学、退学、復学、留学
校則に従い保護者と運営の上、担任を通じ校長に提出する。
２　公欠数、各種行事、合宿、下校時刻延長等顧問、あるいは関係職員より所定の様式に従い生徒指導部長を経て校長に提出する。
（１）公式の対外活動のため欠席または欠課する場合は、事前に担任へ公欠届（個票）を提出する。
（２）校内行事あるいは休日登校活動などで所定以外の教室を使用する時は、事前に関係職員に申し出てその許可を得る。
（３）部活動等の合宿については合宿規定に従う。
３　旅行、アルバイト
休日等を利用し旅行する時は、旅行届を、アルバイトする場合には、アルバイト届と労働契約書（雇用契約書）を担任を通じ校長に願い出る。なお、学割証明書を必要とする場合は１週間程度の余裕を持って提出する。
４　原付バイク通学、異装、早退、外出
（１）やむを得ない事情により原付バイクで通学する必要が生じた場合には、保護者より、担任・生徒指導部長を通じ、校長の許可を受ける。
（２）既定の制服以外のものを着用する場合は、保護者より担任を通じ、校長の許可を受ける。
（３）早退あるいは外出しようとする場合は、担任に申し出て、その許可を受ける。
（４）以上の３項目については、該当期間中、それぞれの許可証を携帯する。

六　生徒服装頭髪規定

１　男子生徒服装

（１）冬服

黒色学生服標準型。ただし、加工はしない。

イ　校章入りのボタンをつける。

ロ　左衿に校章、右衿に年次クラス章をつける。

ハ　スラックスは黒色標準型とし、裾はシングル・ダブルどちらでもよい。

（２）夏服

イ　白無地（地模様のないもの）で半袖又は長袖のワイシャツ、および開襟シャツとする。

ロ　冬服の黒スラックスを兼用する。

ハ　夏服着用の期間は６月１日～９月３０日とする。ただし、その期間の前後に移行期間を設ける。

（３）オーバー・コート・セーター・カーディガン類

オーバー・コート等は防寒用・暴風雨用として着用する。色は華美でないものとし、原則としては教室内では脱ぐ。セーター・カーディガンは、Ｖネックとし、色は華美でないものとする。トレーナー、パーカー、クルーネック（丸首）のセーター・カーディガンは禁止する。

（４）かばん

学生かばんかスポーツバック等とする。紙袋の使用は原則として許可しない。

（５）くつ

皮の黒・茶ぐつまたは運動靴で華美でないもの。

（６）くつ下

華美でないものを使用する。

（７）上履き

学校指定の上履きとする。

（８）頭髪

清楚にして、パーマネント・染色・脱色等の加工や、特異な髪形は禁止する。

（９）規定以外の服装をやむを得ず用いるときは、ＨＲ担任に異装届を提出し校長の許可を受ける。

２　女子生徒服装

学校指導の服装。ただし、スカートの丈等加工はしない。

（１）冬服

イ　背広型　ダブル　背バンド付　ブラウス、ワイシャツいずれも（白無地、模様無し）スカート（内ひだ２本入り）

ロ　衿に校章、年次学級章の順に一列につける。

（２）夏服

イ　白ブラウス、ワイシャツ（何れも白無地、模様無し）
　　および、開襟シャツとする。ベストを着用してもよい。

ロ　ベストを着用する場合は、ポケットの上に、校章、
　　年次学級章の順に一列につける。

ハ　夏服着用の期間は６月１～９月３０日とする。ただし、その期間の前後に移行期間を設ける。

（３）スラックス

学校指定のスラックス。（希望者）ただし、加工はしない。

（４）オーバー・コート・セーター・カーディガン類

オーバー・コート等は防寒用・暴風雨用として着用する。色は華美でないものとし、原則として教室内では脱ぐ。セーター・カーディガンは、Ｖネックとし、色は華美でないものとする。トレーナー、パーカー、クルーネック（丸首）のセーター・カーディガンは禁止する。

（５）かばん

学生かばんかスポーツバック等とする。紙袋の使用は原則として許可しない。

（６）くつ

皮の黒・茶ぐつまたは運動靴で華美でないもの。

（７）くつ下

華美でないものを使用する。

（８）上履き

学校指定の上履きとする。

（９）頭髪

清楚にして、パーマネント・染色・脱色等の加工や、特異な髪形は禁止する。

(10)　規定以外の服装をやむを得ず用いるときは、ＨＲ担任に
異装届を提出し校長の許可を受ける。

【生徒心得を制定した趣旨・背景】
・佐倉高校の生徒の一員として、学業に専念すると共に、常に品位を保ち、本校生徒たる誇りを維持するため。
・基本的な生活習慣、健全な学校生活を送る態度を育成するため。
・安全･安心で、充実した学びの場となる学校を目指すため。

【生徒心得の見直しについて】
・生徒総会、学校評価アンケートから見直しの意見を生徒・保護者から取り入れ、生徒心得の見直しを図る。